給付奨学生募集要項

1　主催　一般財団法人岡山県教育会

2　給付要件

⑴　趣旨

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な高校生に対し，奨学金を給付することにより社会に有為な人材の育成に資する。

⑵　応募資格等

①応募対象

県内の高等学校等（中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部，高等専門学校第 1～3 学年，専修学校高等課程及び当会が特に認める学校を含む）に在学する生徒。

②推薦要件

前年度（第 1 学年の場合は中学校最終学年のもの）の全教科の 5 段階評定平均が 3.5 以上の者で,学業に耐え得ると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒。但し，評定平均が基準に満たなくても経済状況等を勘案して採用する場合があります。

③給付基準

「給付奨学生付属調査票」及び「給付奨学生推薦書」等により,学資金の支払いが特に困難であり,奨学金の使途が適正である者。

⑶　応募の対象にならない者

過去に一般財団法人岡山県教育会（以下「当会」という。）又は公益財団法人日本教育公務員弘済会岡山支部が奨学金を給付した者。

なお,当会は他の団体の奨学金との併願でも応募できますが,団体によっては併願・併給を認めてない場合があります。他の団体の奨学金を既に受給している場合や今後申請を希望する場合は,応募先の団体の要項等を必ずご確認ください。

3　給付金額等

奨学生 1 人につき 10 万円。但し，同一生徒について給付は在学中に 1 回のみ。

給付人数は予算の範囲内で年度ごとに決定します。

4　募 集 期 間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 20 日（日）

5　スケジュール

令和 7 年 8 月下旬　選考

9 月中旬　理事長から校長に選考結果通知

9 月末　　学校の口座に送金,校長から生徒本人に奨学金を手交

二学期末　給付奨学金受領書の提出締切

卒業年度 3 月末　　給付奨学生成果報告書の提出締切

6　応募手続き等

⑴　学校推薦

推薦は各学校 2 名以内とし，校長を経て書類を提出してください。

⑵　提出書類

次のうち，①～③は，毎年４月に該当の学校あて送付します。生徒本人並びに生徒の親権者（生徒の申請時の年齢が 18 歳以上の場合は身元保証人）は,①及び②を記入し，⑤を添えて学校に提出してください。

学校は，③及び④を作成し，その他の書類とあわせて当財団に提出してください。

①　給付奨学生申請書

②　給付奨学生付属調査票

③　給付奨学生推薦書

④　成績証明書

※前年度の全教科の５段階評定がわかるもの。なお，第１学年の生徒を推薦する際，中学校の成績証明書の発行が難しい場合は，別紙「成績証明書」に記入し，校長の証明印を押印のうえ，ご提出ください。

⑤　収入に関する証明書（市町村の所得証明書又は源泉徴収票等。コピー可。）

※前年（令和６年１月～12 月まで）の収入額の記載があるもの。源泉徴収票の場合は，令和６年分のもの，市町村の所得証明の場合は令和７年度の所得証明書をご提出ください。市町村によっては，６月以降の発行となる場合がありますのでご留意ください。

⑶　書類提出先（問い合わせ先）

〒703-8508 岡山市中区西川原 255 番地

一般財団法人岡山県教育会　給付奨学金係

ＴＥＬ（０８６）２７２－１９２３

ＦＡＸ（０８６）２３８－３５００

⑷　締切

令和７年７月 20 日（日）必着とします。

７　選考・送金

奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は,当会選考委員会の選考を経て当会理事長が決定します。毎年９月中に当会から校長あてに選考結果を通知し,奨学金を学校名義の口座に送金します。奨学金を奨学生に手交後,「給付奨学生受領書」を当会に提出してください。

８　奨学生の義務等

⑴　奨学生又は奨学生の親権者（奨学生の年齢が 18 歳以上の場合は身元保証人）は,次の場合に校長を経て当会に「給付奨学生異動報告書」を提出してください。

①　奨学生が編入学,休学,復学,転学,留年,留学又は退学したとき

②　親権者（身元保証人）の連絡先が変更したとき

③　その他当会に報告すべき異動事由が発生したとき

⑵　奨学生が，次の事項のいずれかに該当したときは，直ちに奨学金を返還するものとします。

①　奨学金を給付目的以外に使用したとき

②　虚偽の申請，その他不正な手段によって給付を受けたとき

③　その他，奨学生としてふさわしくない行為があったとき

（休学，転学，留年等が適当でないとき又は在学する学校で処分を受け，学籍を失ったとき）

⑶　奨学生は，学校卒業後，3 月末までに「給付奨学生成果報告書」を当会理事長に提出してください。なお，報告書の記載内容については，当会が公表できるものとします。

9　個人情報の取り扱い

申請書等に記入された個人情報は，選考及び選考結果の通知のために使用します。

１０　その他

この要項に定めのない事項については，当会理事長が別に定めるものとします。